

寒川町教育振興基本計画 (改定版)



平成 28 年 7 月

寒川町教育委員会



寒川町 教育大綱

◇知・徳・体、調和のとれた児童・生徒を育てます。

- 1 確かな学力をつけます。
- 2 いじめを無くします。
- 3 どの子ども安心して過ごせる学校をつくります。
- 4 からだを大切にし、スポーツを盛り上げます。
- 5 学校施設や教育備品を整えます。

◇共に学び絆を深め、自己実現ができるまちをつくります。

- 1 身近で親しみやすい魅力ある学びの場をつくります。
- 2 社会教育施設を整備します。

平成 26 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、町長が「寒川町教育大綱」を策定いたしました。教育大綱とは、教育振興のための目標や方針を示すものです。

策定にあたっては、町長から教育大綱の原案が提起され、寒川町総合教育会議において教育委員と活発な議論をいたしました。

寒川町教育委員会では、寒川町教育振興基本計画の中期実施計画を策定するにあたり、この教育大綱を受け、内容検討を重ねました。したがって、寒川町教育振興基本計画の中期実施計画は、「寒川町教育大綱」の具体編であると言えます。

目 次

1. 寒川町教育振興基本計画の策定について（改定）	1
2. 基本計画	4
(1) 基本理念	5
(2) 基本目標	6
(3) 基本方針	6
3. 中期実施計画	7
(1) 学校教育	7
(2) 社会教育	14
資料編	
(1) 教育委員会の組織	20
(2) 教育関連法令等	23
ア 教育基本法	23
イ 国の教育振興基本計画の概要	26
(3) 寒川町立小・中学校の概要	28
(4) 社会教育施設の概要	32

1. 寒川町教育振興基本計画の策定について（改定）

（1）教育構想の必要性 — 寒川町教育振興基本計画

寒川町は、水とみどりに恵まれ、田園風景を残しながらも、都市機能を整えた住みよいまちです。しかしながら、核家族化、少子高齢化、国際化といった社会変化とともに、情報化社会の進展もあり、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

国は平成18年、教育基本法の改正により、教育の目標において、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」という項が新たに設けられ、人間形成に求められる自立と共生の統一的な達成を目指して、これからの日本社会のあるべき姿が示されました。そして国は、改正教育基本法に基づいて目指すべき教育の方向性と具体的な目標を「教育振興基本計画」として示し、地方公共団体も同様の基本計画を策定することが望ましいと規定しました。

こうした情勢を受けて、寒川町は学校教育のさらなる充実と生涯学習の振興を目指し、教育全体の構想を新たにしていくこととしました。

寒川町教育委員会では、平成21年度から、寒川町教育振興基本計画の策定へ向け、教育委員による検討会と教育委員会事務局内に設置されたプロジェクトチームによる作業部会で検討を重ねてきました。さらに、パブリックコメントを実施し、再検討を経て、自立と共生を目指した「よく学び、よく遊び、よく生きる」ことを基本精神に掲げ、平成24年度から平成32年度までの9年間の計画期間とした教育振興基本計画を策定しました。

本計画は、学校教育の充実と生涯学習の振興を大きな2本の柱とし、学校教育では、子どもが知・徳・体の調和を図り、人と人とのつながりを大切にする中で、より豊かに成長していくことを目指し、また生涯学習では、各年代における目標を定め、町民一人ひとりが人格の完成に向け、積極的に人々と共に、学び続けていくことを目指し取り組みを進めてまいりました。

（2）基本計画の改定

平成25年度に、寒川町総合計画「さむかわ2020プラン」後期基本計画の重点プロジェクトを効率的かつ効果的に推し進めることができる組織づくりを目指して、町の組織見直しを実施し、それまで教育委員会が所管をしていた生涯学習、青少年育成、文化、スポーツ振興に関する事務を町長部局に移管しました。

そのため、教育委員会では、引き続き、町全体の生涯学習推進のため町長部局と連携するとともに、その中で教育委員会として取り組むべき2本の柱として、従来からの学校教育と、生涯学習の中でも「教育」という観点から、主として家庭教育や人権教育、また公民館、図書館などの活動、文化財保護などの社会教育を位置づけ、施策を展開するため、教育委員会事務局内に改定プロジェクトチームを設置し、平成25年6月14日に閣議決定された国の第2期教育振興基本計画を参酌しつつ、検討を重ね、教育委員による検討、パブリックコメントの実施、再検討を経て、寒川町教育振興基本計画の改定を行いました。

(3) 寒川町教育振興基本計画の範囲と位置づけ

寒川町総合計画「さむかわ2020プラン」は、寒川がさらに発展していくための町づくりの指針として、平成14年度に策定されました。教育に関しては、第4章「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」において、「ふれあいのある生涯学習の充実」「豊かな心をはぐくむ教育の推進」「地域の文化活動の推進」を目指しています。計画の期間は、前後期に分けられ、平成24年度から後期がスタートし、寒川町教育振興基本計画は、「さむかわ2020プラン」の後期基本計画に示された方針と整合を図りながら、施策と事務事業を再編し策定しました。

また、この「さむかわ2020プラン」を受け、寒川町では、平成18年に生涯学習のまちづくりを進めるために、「寒川学びプラン」を策定しました。「寒川学びプラン」は、「ともに学び・ともに支え合う自己実現と協働のまち・さむかわ」を将来目標に掲げ、住民参加による協働型のまちづくりを目指しています。その基本構想、基本計画は、平成18年度から平成32年度までの15年間の計画期間としています。

教育振興基本計画策定当初は、この「寒川学びプラン」を所管する生涯学習課が教育委員会にあり、また2つの計画の中で、重複する部分があったため、中期実施計画が始まる平成27年度からは、寒川町教育振興基本計画と「寒川学びプラン」の一本化を想定していました。しかし、平成25年度の役場組織の見直しにより、教育委員会で所管する事務が主に学校教育、社会教育に関するものとなったことを受け、一本化することなく、教育委員会が所管する事務のみの計画へと改定を行い、推進することとしました。

新旧所管(太枠が教育振興基本計画対象)				
平成24年度まで		平成25年度以降		事業
教育委員会	スポーツ振興課	子ども健康部	健康・スポーツ課	スポーツ・レクリエーション振興
			子ども青少年課	青少年育成
	生涯学習課	町民部	協働文化推進課	生涯学習、文化行政
		教育委員会	教育総務課	家庭教育、人権教育、文化財保護等
	公民館		公民館	公民館事業
	図書館		図書館	図書館事業
	学校教育課		学校教育課	学校教育

寒川町教育振興基本計画（改定版）では、計画の範囲を教育委員会所管の学校教育及び社会教育の分野とし、「2. 基本計画」において、平成24年度からの9年間にわたる基本構想の精神を引き継ぎ、改定後の平成28年度からの基本構想を示しています。「3. 実施計画」は、学校教育と社会教育を2本柱とした具体的な実施計画で、各3年間ずつ前期、中期、後期の3期にわたります。ここで掲載しているものは、平成27年度からの3年間の中期計画です。

***** < 計画の期間 > *****

関連する計画の進行年度

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

寒川町教育大綱						取り組み期間				
---------	--	--	--	--	--	--------	--	--	--	--

寒川町総合計画	後期基本計画	(前期)	9年計画		
	実施計画		第1次	第2次	第3次

寒川学びプラン	基本計画	平成18年度から15年計画		
	実施計画	第2期(5年)		第3期(2年)

寒川町教育振興基本計画	基本計画		(改定前)	9年計画	(改定後)
	実施計画		前期	中期	後期

(4) 平成27年度から改定までは暫定

平成27年度から新しい教育委員会制度の導入や「教育大綱」の策定が予定されたことから基本計画の改定は、これらの動向を見極めたうえで行うこととしました。ただし、学校をはじめとする教育現場では事業目標や活動指針等を定めるうえで実施計画が必要であるため、暫定的な基本計画のもとで中期実施計画（平成27年度から3年）を策定しました。こうした経緯を経て、このたび基本計画を改定し、中期実施計画と合せて「完全版」としました。

2. 基本計画

○基本計画について

昔から、「よく学び、よく遊べ」と言われます。この言葉は、教育の神髄をついた大変奥深い言葉です。教育の目的は、人格の完成です。その人格は、「学び」と「遊び」を通して形成されます。

子どもの教育においては、「学び」を通して知識や技能を獲得し、人間として必要な基礎的学力をしっかりと身につけていくことが大切です。また、学校は、自己の学びを仲間の学びと重ね合い、つなげ合いながら、共に、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育んでいく場所です。

「遊び」は、小学校の時期では、心と体の両面の成長にとって、たいへん有効です。遊ぶことを通して、ルールを作る必要、ルールを守る必要を学び、人間関係をつくり、高めていくことを学びます。また、「遊び」は、文化的活動、身体的活動でもありますから、確かな知恵、しなやかな体を育んでいきます。

中学生の時期では、「遊び」は、学級活動や行事、部活動に場を移し、友人たちとの葛藤を経ながらも、おおいなる感動体験、協同体験を蓄積させます。仲間とつながることが、生きる喜びに昇華し、達成感や成就感を蓄積させながら人生観、世界観を広げていきます。

一方、大人の「学び」は、仕事であります。仕事の充実、生きがいそのものにつながり、自己を一層豊かにしていきます。一方、余暇の過ごし方の中で「遊び」は非常に大切なものです。「遊び」を通して、芸術やスポーツなどに親しみ、人間の幅を広げたいものです。

仕事を引退したシニアの世代においては、「学び」＝「遊び」となるのではないのでしょうか。「学び」が即「遊び」であるという張りのある生活を通して、人生をより充実したものにしていきたいと思えます。

「学び」と「遊び」の充実、人と人のつながりを広げていくことにつながってこそ、意味があります。寒川の社会教育では、「学び」と「遊び」の充実により、豊かな自己を生涯にわたって育てること（＝自立）と人と人のつながりを育むこと（＝共生）の双方が同時に高められることを「よく生きる」と、とらえています。

この「よく学び、よく遊び、よく生きる」の基本精神を踏まえ、学校教育と社会教育について基本目標を設定しました。

そして、この基本目標にそって、寒川町教育委員会所属機関の方針を策定しました。

(1) 基本理念

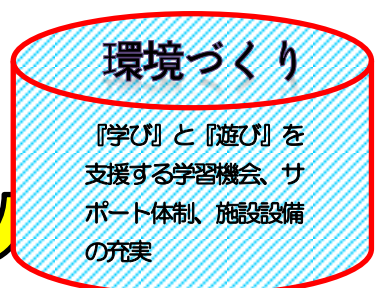
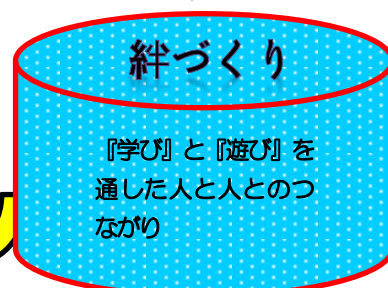
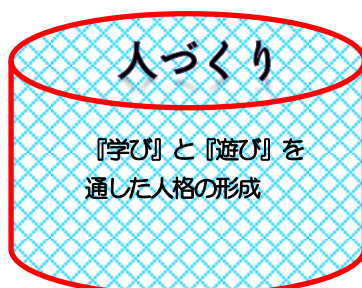
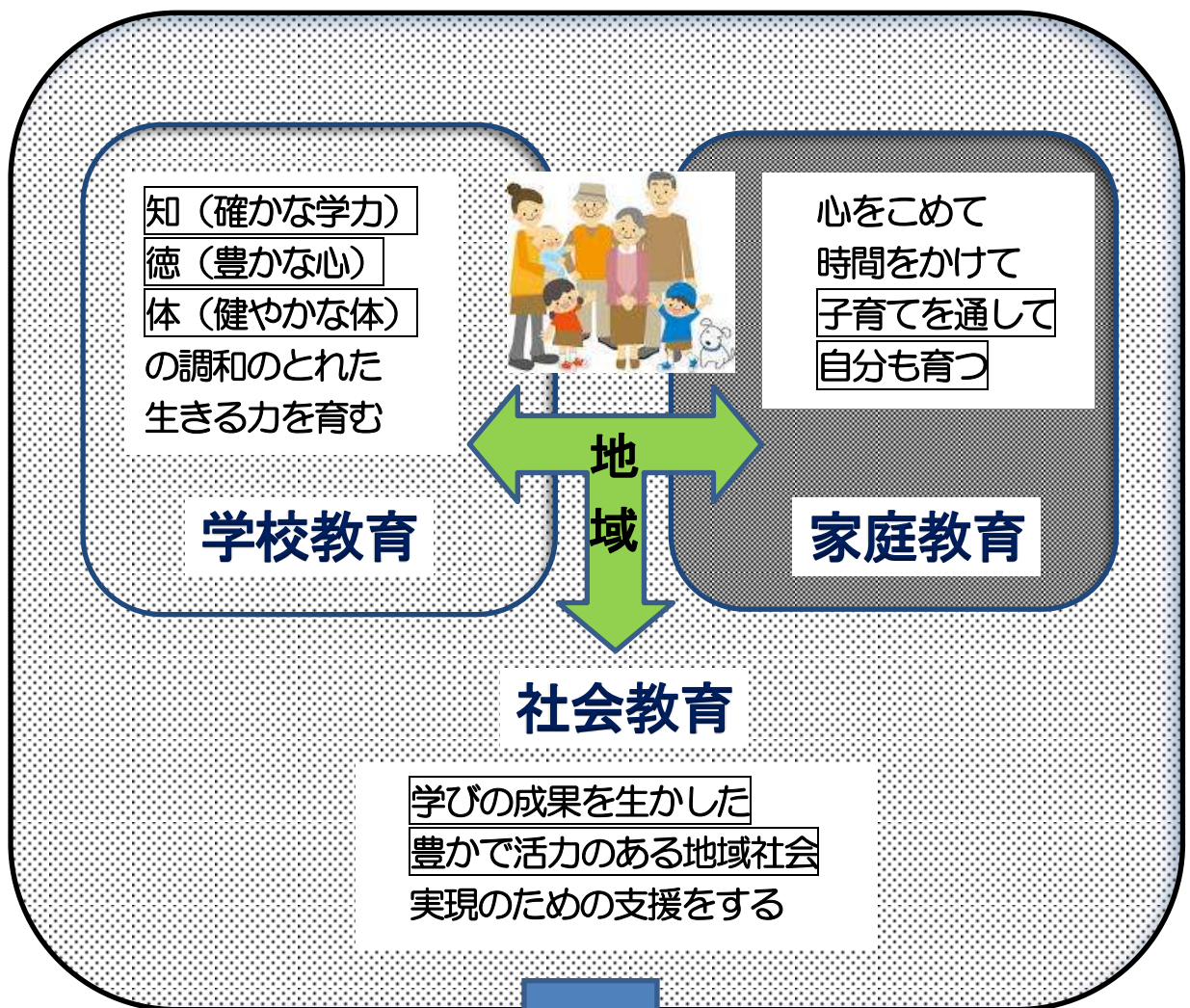
よく学び

よく遊び

よく生きる

～自立（豊かな自己を生涯にわたって育てること）と

共生（人と人とのつながりを育むこと）をめざして～



(2) 基本目標【9年後のめざす姿】

I 学校教育

知(確かな学力)、徳(豊かな心)、体(健やかな体)の調和のとれた生きる力が育まれている。

II 社会教育

学びの成果を生かした豊かで活力ある地域社会
実現のための支援が行われている。

(3) 基本方針

学校教育

①確かな学力を身につけた児童生徒の育成

基礎的、基本的な知識や技能を取得させるとともに、それらを活用できる力の育成と学びへの意欲を高めます。

②豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成

人を思いやる心や感動する心を育てるとともに、規範意識や公共の精神を大切にできる教育を進めます。

③積極的に運動に取り組み自ら体力の向上をめざす児童生徒の育成

規則正しい生活態度を身につける中で運動する習慣を身につけ、生きる上で基盤になる体づくりを進めます。

◇安全な学校施設安心して学べる学校環境の整備
◇個別の支援を必要とする子どもへの体制の整備

社会教育

④現代的・社会的課題に関する学習の推進

社会の急激な変化に伴う様々な課題に自ら対応し、人間性豊かな生活を営むため、現代的・社会的課題に関する学習機会を提供します。

⑤地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施

地域の貴重な文化財を後世へ残すため、保存、研究、普及、啓発活動を進めます。

⑥地域住民の教養文化の向上と豊かな人づくり

社会教育活動の拠点として、ニーズに対応した講座等を開催し、学習機会の充実を図ります。

⑦住民の知的欲求や課題解決のための図書資料等の充実

利用者への情報提供を行うため、様々な分野の図書資料等の収集・整理・提供に努めます。

◇社会教育関係団体との連携及び支援
◇町長部局との連携

3. 中期実施計画

(1) 学校教育

基本目標

知(確かな学力)、徳(豊かな心)、体(健やかな体)の調和のとれた生きる力が育まれている。

基本方針

基本方針① 確かな学力を身につけた児童・生徒の育成(賢く豊かな自分づくり)

～基礎的・基本的な知識や技能を習得させるとともに、
それらを活用できる力の育成と学びへの意欲を高めます～

基本方針② 豊かな情操と道徳心を備えた児童・生徒の育成(賢く豊かな自分づくり)

～人を思いやる心や感動する心を育てるとともに、
規範意識や公共の精神を大切にできる人づくりを進めます～

基本方針③ 積極的に運動に取り組み、自ら体力の向上をめざす児童・生徒の育成
(健やかな体づくり)

～規則正しい生活態度を身につける中で運動する習慣を身につけ、
生きる上で、基盤になる体づくりを進めます～



◇安全な学校施設、安心して学べる学校環境の整備

◇個別な支援を必要とする子どもへの体制の整備

学校教育においては、その基本目標を児童・生徒が「知(確かな学力)、徳(豊かな心)、体(健やかな体)の調和のとれた生きる力が育まれている」こととしています。

平成24年から3年間の前期実施計画の期間においては、幸い、寒川町の児童・生徒は、豊かな自然環境の中、たいへん伸び伸びと思いやりのある人に成長を遂げてきています。また、当初、課題であった基礎学力についても、一步一步、改善が図られている状況にあります。

一方、まだ、思考力・判断力・表現力といった、活用の力の部分において課題を残しています。今後の中期実施計画では、自らの考えを持ち、仲間との交流を通しそれを深め、書く力を中核に確かな力としてしっかり定着させる必要があります。この課題に対しては、「さむかわ学びっ子育成推進事業」を通して、寒川町の各小・中学校が学校の垣根を越えて、研究や研修を相互交流しながら、教師の授業力を高め、子どもたちの学力向上をいっそう図っていきます。

徳育の領域では、昨今、全国的に問題となっている「いじめ」への取り組みを全校的に推進すると共に、スマートフォン、携帯電話等に関わる情報モラル教育も重要性が増す中で、その対策に取り組んでいるところです。

また、防災対策、防災教育、特別支援教育のいっそうの充実などの重要課題に引き続き、中期実施計画においても取り組んで行く必要があります。

これらの教育の基盤には、安全・安心な学校施設や十分な教具・教材等、教育の物的環境が不可欠です。教育環境の整備に、引き続き取り組んでいきます。

【現状と課題】

基礎学力の定着と学習意欲の向上（修正）

○平成26年度の全国学力・学習状況調査等の結果分析を見ると、かつてに比べ、基礎的・基本的な知識・技能については、定着度の向上が見られる分野が増えてきています。一方、まだ課題として残る分野もあることから、引き続き、未定着分野の分析を行い、指導方法の工夫・改善を図ると共に、保護者と連携した家庭学習の定着・充実を図っていく必要があります。また、定着の不十分な児童・生徒については、きめ細かな支援を継続すると共に、学習意欲を高める授業づくりの創造に取り組むことが重要です。

書く力を中心に据えた思考力・判断力・表現力等の伸長（新設）

○全国学力・学習状況調査等の結果分析を見ると、算数・数学科においては、ここ数年で、定着度の向上が見られます。一方、国語科については、改善が見られる分野も増えているものの、課題となる分野もまだ、少なくありません。書く力の育成を通して、基礎力を定着させ、豊かな言語感覚を身に付けさせることが必要です。国語科を中心としながら、各教科等において書くことの取り組みを充実させ、思考力・判断力・表現力等を伸ばしていくことが求められます。

読書活動の推進（修正）

○ここ3年間で、学校における朝の読書等、読書の時間は増加しました。読書は、人間性を培う上で非常に有益であると共に、読書と学力の相関関係は強いものがあります。今後も、読書活動に積極的に取り組むと共に、読みたい本がすぐに手に取れる環境のさらなる整備、家庭と連携した読書の推進に取り組む必要があります。

体験活動の充実

○学校行事や部活動等に多くの児童・生徒は前向きに取り組んでいます。仲間と協力する活動を通して、達成感を味わうことができている。今後も教科学習とのバランスを図りながら、教科で学んだことを生かし、目的を一層明確にして行事等に取り組ませていく必要があります。

○多くの児童・生徒は「人が困っているときは進んで助けている」「近所の人に会った時はあいさつをしている」「人の気持ちがわかる人間になりたい」「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」という意識を持っています。今後も児童会活動・生徒会活動・ボランティア活動等の自主的活動を推奨しながら、思いやりの気持ちを育てていく必要があります。

道徳教育の充実と規範意識の向上（修正）

○価値観が多様化する中で、人として許されること、許されないことを教えることがますます大切になってきています。時おり規範意識に欠ける言動や行動をとってしまう児童・生徒が見られます。家庭・地域・関係機関等との連携を図りながら、すべての児童・生徒が、道徳意識を高め、社会的ルールを守れるようにする必要があります。

いじめ防止と人権教育の推進（新設）

○ここ数年、いじめ問題は社会問題化しています。寒川町及び寒川町教育委員会では、「寒川町いじめ防止基本方針」を策定し、各小・中学校においても、児童・生徒の実状を鑑みながら、「学校いじめ防止基本方針」を策定しています。幸い、寒川町では現在のところ、深刻なレベルのいじめは無く、件数的にも少ない状況となっておりますが、今後とも、人権教育の推進と併せ、いじめ防止に向け丁寧に取り組んでいく必要があります。

情報モラル教育の充実（新設）

○時代の変容に伴い、児童・生徒がスマートフォンや携帯電話でのやりとりを通して、危険やトラブルが発生する状況が広がっています。情報ツールのメリット、デメリットの双方を児童・生徒、保護者が共に把握し、正しく適切な使用方法を身につけられるよう、情報モラル教育の充実に努める必要があります。

体力の向上

○生活環境の変化に伴い屋外で運動する機会は少なくなってきました。また、スポーツ少年団や部活動で熱心に活動する子と全く運動しない子の運動量の差が広がる傾向にあります。全国的にも体格が向上しているにもかかわらず、体力・運動能力は昭和60年に比べると低下の傾向にあります。近年寒川では特に、女子中学生の運動能力の低下が懸念されています。体育の授業を中心に運動能力の向上を図る必要があります。

家庭との連携

○多くの児童・生徒は朝食をとる習慣がついていますが、日常的にテレビやDVDを長時間にわたり見ている児童・生徒が多く、特に中学生では就寝時刻が遅く、睡眠時間が少ない傾向が見られます。
○家庭学習では学校から出された宿題には取り組んでも、進んで復習や予習などをする児童・生徒は限られています。授業改善に努め、学んだことが実際の生活につながるよう授業改善を図ると共に、自主的な学習をする習慣を身につけさせる必要があります。

地域との連携

○多くの児童・生徒は郷土に親しみをもち生活を送ることができています。今後は、地域のもつ教育力を学校教育に一層生かしていく必要があります。

支援教育の推進

○平成27年4月現在小学校4校、中学校3校に特別支援学級を設置しています。特別の支援を必要とする児童・生徒が増えており、ニーズを踏まえてさらに特別支援学級を開設していく必要があります。
○子どもを取り巻く家庭環境・社会環境の変化に伴い、個別の支援を必要とする児童・生徒は増加傾向にあります。教師とスクールカウンセラー等の専門スタッフとの連携を図り、相談活動を展開しておりますが、さらに教育相談活動を充実していく必要があります。

教職員の指導力と学校力の向上

○寒川の小・中学校では地域に根ざした教育を展開していますが、さらに今の時代に求められる教育を展開していくために、教師個々の資質の向上を図り、それらをつなぎ合わせ組織としての教育力を高めていく必要があります。
○教師の世代交代が進み、若手教師が増えてきています。今後は、そうした若手教師の育成はもとより、若い力を生かし学校の活性化を図る必要があります。

学力向上、体力向上に資する教具、教材等の十分な整備（新設）

○学習指導要領が求める確かな学力及び体力の育成を図るため、教具、教材等の教育環境の十分な整備を図る必要があります。

防災対策、防災教育の推進（修正）

○甚大な被害をもたらした東日本大震災の教訓から学び、巨大地震をはじめとする大災害に対する防災対策並びに防災教育を推進する必要があります。

学校施設の改善

○平成22年度をもって小・中学校施設の耐震補強工事は全て終了し、耐震化が図られました。教育環境のさらなる充実を目指し、大規模改修を進める必要がありますが、財政状況が大変厳しいことから、当分の間は緊急性の高い修繕を随時行っていく必要があります。

◆◆◆◆ 中期実施計画（今後の3年間）の重点施策 ◆◆◆◆

※右側の番号は、12 ページからの「主な取り組み」で該当する番号です。

基礎学力の定着と学習意欲の向上

- ① 少人数学習等を推進し、基礎・基本の確実な定着を図り、活用する力を育成します。(1)(12)
- ② 小学校低学年で35人以下学級を編成することで、一人ひとりに応じたきめ細やかな学習指導を展開します。(9)
- ③ 学ぶことの楽しさ・喜びを実感できる授業を展開します。(12)
- ④ 全国学力・学習状況調査等で明らかになった課題となる学習内容を中心にした基礎力定着度確認問題を小学校1年から中学校3年生までの各学年別に作成し、基礎力の定着度を検証します。未達成の部分については、補充学習を丁寧に行います。

書く力を中心に据えた思考力・判断力・表現力等の伸長（新設）

- ⑤ 国語科を中心にした各教科等において、書く力の育成に重点を置いた授業研究を深め、児童・生徒の書く力を伸ばします。(1)(6)(9)(11)(16)(17)(20)
- ⑥ 小学校において、学力補助教材を導入し、基礎学力及び思考力・判断力・表現力の育成を図ります。(12)
- ⑦ 電子教材「eライブラリ」を各小・中学校に導入し、基礎学力及び思考力・判断力・表現力の育成を図ります。(14)

読書活動の推進

- ⑧ 総合図書館と学校図書館の連携を図り、読書活動をさらに推進し、豊かな情操と自ら学ぶ力を育みます。(10)

体験活動の充実

- ⑨ 様々な体験学習を通し、社会のルールを学び、生きることの喜びや命の大切さを実感させ、人を思いやる心を育み、共に生きようとする態度を育成します。(3)
- ⑩ 日常的に目標に向かって努力をし、達成できたときの感動を味わえる場を設けるとともに、将来的に夢や希望に向かって前向きに生きていこうとする態度を育みます。(3)
- ⑪ 情報教育、環境教育、国際教育など時代の変化に対応した教育を実施します。(4)(14)(15)

道徳教育の充実と規範意識の向上（修正）

- ⑫ 道徳の時間はもとより各教科、領域において、道徳教育の充実に取り組みます。(3)(6)(7)(16)
- ⑬ 教職員の研修会・研究会の活性化とともに、関係諸機関との連携を図ります。(7)

いじめ防止と人権教育の推進（新設）

- ⑭ 一人ひとりを大切にできる学級風土、学校風土の創造に努め、いじめの無い集団づくりを推進します。(3)(11)(16)
- ⑮ 各教科、各領域において、人権教育の充実を推進します。(3)(4)(16)(17)

情報モラル教育の充実（新設）

- ⑯ 道徳の時間を中心にした各教科、領域において情報モラル教育の充実に取り組みます。
(3)(4)(7)(21)
- ⑰ 保護者、地域と連携し、情報モラル教育に関する講演会等に取り組みます。(4)

体力の向上

- ⑱ 体育の授業や部活動の充実、休み時間の運動や遊びを促し、運動への関心を高め、健康の保持増進と自ら体力の向上を目指す児童・生徒を育成します。(5)

家庭との連携

- ⑲ 早寝・早起き・朝ごはん運動を生かして、基本的な生活習慣の定着を図ります。(2)
- ⑳ 適切な課題を与えて学ぶ喜びを感じさせながら、自主的な学習をする習慣を身につけさせることを目指します。(2)

地域との連携

- ㉑ 地域の教育力を生かし、授業や課外活動の一層の充実を図ります。(8)

支援教育の推進

- ㉒ 特別な配慮を必要とする児童・生徒への支援体制の充実を図ります。(13)
- ㉓ 家庭環境・社会環境の変化を踏まえ、個々のニーズに応じた支援体制を整えます。(18)(19)

教職員の指導力と学校力の向上（追加）

- ㉔ 管理職のリーダーシップのもと、学校教育目標の達成を目指した全教職員一丸となった職員を構築します。(11)
- ㉕ PDCAサイクルを機能させ、学校組織の活性化を図ります。(11)
- ㉖ 校内研究会の充実、教職員研修会・研究員研究会の活性化を図り、高い実践力を兼ね備えた教師の育成に努めます。(6)(16)(17)
- ㉗ 各学校における研修会・研究会の公開、交流を進め、教師の授業力向上に努めます。(6)(20)
- ㉘ 若手教師の指導力向上に向けて、研修の充実を図ります。(16)(17)

学力向上、体力向上に資する教具、教材等の十分な整備（新設）

- ㉙ 学習指導要領が求める確かな学力及び体力の育成を図るため、教具、教材等の教育環境の十分な整備を図ります。(12)(22)

防災教育の推進

- ⑳ 大震災等への災害対策を進めるとともに、防災に関わる知識の普及や意識啓発に努めます。
(4)(16)

学校施設の改善

- ㉑ 修繕、保守等による適切な管理を行い、安全で安心な学校環境の維持に努めます。
また、平成28年度の町公共施設等総合管理計画策定（予定）後は、その方針を基に改修等を進めます。(22)



なお、現在、中学校におけるデリバリー方式の給食の実施に向けて準備作業を行っているところです。

主な取り組み

現状値は平成26年度の数值

【学校教育課】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
「生きる力」の 育成事業	(1)	少人数学習等の実施により、学習形態や指導方法を工夫・改善し、学力向上を図ります。また、基礎力の定着度を検証し、補充学習等を実施します。	基礎力定着度確認問題の正答率	75% (70%)
	(2)	家庭との連携をとり、基本的な生活習慣・学習習慣の定着を図ります。	基本的な生活習慣・学習習慣の定着率	70% (60%)
「生きる力」の 育成事業	(3)	教育活動全体を通して、生命を尊重する心や自他を大切にすることを育みます。	アンケートによる望ましい児童・生徒の割合	100% (94%)
	(4)	人権教育・情報教育・環境教育・国際教育などを充実させ、時代の変化に対応する力を育成します。	アンケートによる望ましい児童・生徒の割合	90% (84%)
	(5)	たくましく生きるために、自らの健康を維持・増進していこうという態度を育てます。	アンケートによる望ましい児童・生徒の割合	90% (83%)
	(6)	各校の校内研究の充実を支援します。	指導主事による校内研究への指導助言回数	50回/年 (40回/年)
	(7)	児童・生徒指導力向上のための研修会・研究会の充実を図ります。	研修会への参加人数	70人/年 (62人/年)
地域のせんせい ふれあい 推進事業	(8)	「地域のせんせい」を講師にした授業や総合的な学習の充実を図ります。	アンケートによる児童・生徒・保護者の満足度	70% (77%)
少人数学級実施 事業	(9)	個に応じたきめ細かな指導を展開します。	基本的な生活習慣・基礎的な学力の定着率	90% (80%)
学校図書充実事 業	(10)	読書活動を推進し、豊かな情操の育成を図ります。	現状冊数に対する新規購入冊数の割合	年3% (年1%)
教育活動充実事 業	(11)	各学校の組織的な教育力を高め、教育活動の充実を図ります。	指導主事による学校訪問における指導助言回数	100回/ 年 (80回/ 年)
	(12)	各学校の授業等に必要な教材・教具などを整備します。	新学習指導要領対応教材・教具の充足率	100% (—)
特別支援教育推 進事業	(13)	特別の支援を必要とする児童・生徒・保護者のニーズに応えます。	アンケートによる保護者の満足度	70% (84%)

教育コンピュータ活用事業	(14)	コンピュータ教室を中心にコンピュータを活用した情報教育を推進します。(新導入 eライブラリ)	eライブラリの利用率	100% (-)
英語指導助手活用事業	(15)	英語指導助手を活用した中学校の英語教育及び小学校外国語活動の充実を図ります。	アンケートによる児童・生徒の満足度	小95% 中85% (小95%) (中84%)
教職員の資質向上事業	(16)	教員の資質向上のための研修会の充実を図ります。	研修会への参加人数	200人/ 年 (198人/ 年)
教職員の資質向上事業	(17)	研究員研究会における教育課題の研究及び研究成果の普及に努めます。	アンケートによる教職員等の達成度	90% (90%)
教育相談事業	(18)	多様な支援を必要とする児童・生徒のニーズに応えます。	専門スタッフによる相談件数	1,000件 /年 (3,543件 /年)
	(19)	不登校児童・生徒への支援を行います。	相談指導教室への通級率	50% (42%)
さむかわ学びっ子育成推進事業(新)	(20)	各小・中学校における授業研究会、講演会等を公開、交流し、教職員の授業力の向上を図ります。	小・中学校における授業研究会等の開催回数	40回/ 年 (-)
ネットパトロール推進事業(新)	(21)	ネット上の問題状況を把握し、児童・生徒指導を推進します。	小・中学校における問題行動等の解消率	80%/年 (80%)

【教育総務課】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
小・中学校施設維持管理事業	(22)	修繕、保守等による適切な管理を行い、安全で安心な学校環境の維持に努めます。	修繕保守対応率 (対応件数/ 修繕保守発生件数)	100% (-)



【研究授業の様子】

(2) 社会教育

基本目標

学びの成果を生かした豊かで活力ある地域社会
実現のための支援が行われている。

基本方針

基本方針④ 現代的・社会的課題に関する学習の推進

～社会の急激な変化に伴う様々な課題に自ら対応し、人間性豊かな生活を営むため、現代的・社会的課題に関する学習機会を提供します。～

基本方針⑤ 地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施

～地域の貴重な文化財を後世へ残すため、
保存、研究、普及、啓発活動を進めます。～

基本方針⑥ 地域住民の教養文化の向上と豊かな人づくり

～社会教育活動の拠点として、ニーズに対応した講座等を開催し、
学習機会の充実を図ります。～

基本方針⑦ 住民の知的欲求や課題解決のための図書資料等の充実

～利用者への情報提供を行うため、
様々な分野の図書資料等の収集・整理・提供に努めます。～

◇町長部局との連携

◇社会教育関係団体との連携及び支援

社会教育においては、その基本目標を「学びの成果を生かした豊かで活力ある地域社会実現のための支援が行われている」こととしています。

核家族化、少子高齢化、情報化の進展といった社会環境の変化に伴い、個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化する中で、自らの課題を自ら解決できる自立した個人や他者と協働しながら主体的に地域社会の課題解決を担うことができる地域住民が求められています。

平成24年度から3年間の前期実施計画では、公民館や図書館において、利用者のニーズに沿った新たな講座の開催や地域に根ざした事業の展開、企画展示を通じた新たな読書意欲の開拓等、地域住民の学習活動の支援に取り組んでまいりました。

引き続き、いつでも、どこでも、誰でもが学習活動に取り組めるようにするためには、町民にとって身近な「学びの場」である公民館、図書館、文化財学習センターといった社会教育施設を拠点として、魅力ある学習内容及び多様な学習機会を充実させるとともに、誰でもが親しみやすく、使いやすい施設環境を整える必要があります。

また地域の文化財を守り、郷土への愛着、伝統文化の継承を促進していく必要があります。

これらの、学習や活動を通じて、地域づくりへの意識が高まり、「自分づくり」から「仲間づくり」「地域づくり」「まちづくり」につながるものと考えます。さらに、社会教育関係団体や町部局等と連携し、学びの成果を生かせる場と機会の充実に努め、豊かで活力ある地域社会の実現を目指します。

【現状と課題】

〈教育総務課〉

- 近年の核家族化や都市化により親族や地域からの子育てへの支援が希薄になっており、出産や育児について、日常生活の中で学んだり、相談できる機会が得にくい状況があります。子育て家庭が安心して子育てに取り組めるよう支援する必要があります。
- 社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために現代的課題、地域課題についての学習機会を提供する必要があります。
- 社会教育関係団体が自らの社会教育活動や培ってきた成果を団体内だけでなく、広く地域へ発信していけるように団体活動を活性化させる必要があります。
- 町の各種文化財を保護するため、調査研究や、各種講座を実施していますが、さらなる普及啓発意識の向上の必要があります。
- 文化財学習センターでは、町の歴史についての資料を保存、展示していますが、利用者はまだ少ない状況です。資料の整理、保存をするとともに、資料を活用した企画展などを開催し利用者を増やす必要があります。

〈公民館〉

- 家庭への支援として、親子で参加する講座を設けていますが、父親の参加が少なく、参加者に偏りが見られます。父親が参加しやすい企画等が必要です。
- 子どもフェスティバルなどの子ども向けイベントや講座等の開催が増え、公民館を利用する子どもが増えています。さらに、地域とのつながりを進めていくため、地域の団体等との協力が必要です。
- 公民館を利用する年代として、高校生以上の学生及び働く年代の利用が少ない状況があります。求められるニーズを確認し、ニーズに対応した講座等の開催が必要です。
- 身近に芸術や文化に親しむ機会をつくるため、公民館サークルの発表の場を設けています。さらに、専門家等による質の高い芸術鑑賞の場を設ける必要があります。
- 公民館で活動しているサークル利用者の高齢化及び固定化並びに利用者の減少傾向が見られます。公民館利用の活性化を図るため、世代間の交流や年代にあった講座の開催、安心安全でいつまでも利用できる施設の環境づくりが必要です。

〈総合図書館〉

- 毎週、土曜日に絵本や紙芝居のおはなし会、夏、冬のスペシャルおはなし会を行い、図書に親しむ環境づくりや図書館に来るきっかけづくりを行っています。しかし、職員だけでは厳しい状況となっておりボランティアの活用が必要です。
- 子育てや家庭教育関係の資料を利用してもらうため、図書資料の充実と企画展示をしています。限られた資料費の中から幅広い分野の選書をしていく必要があります。
- 図書館を身近に感じ理解してもらうため、小学生の「図書館たんけん」や中学生の「職場体験」などを開催しています。体験中は職員が付き添いながらの指導となってしまうため、多くの児童、生徒の受入ができない状況です。
- 青少年の読書意欲を高めるため読書週間ポスター展や夏休みを活用した「わくわく読書マラソン」を実施しています。「わくわく読書マラソン」は多くの参加がありますが、読書週間ポスター展の参加者は少ないため、更なる学校との連携が必要です。
- 図書館に来るきっかけづくりのため、閉館後の図書館でコンサートを実施しています。今後もサークルや学校と連携を密にしたコンサートにする必要があります。
- 町民と協働し開かれた図書館とするため、おはなしボランティア、配架、書架整理ボランティアを募集しています。しかし、応募が少ないため事業の内容や募集の回数、またPR方法の工夫をする必要があります。

◆◆◆◆ 中期実施計画（今後の3年間）の重点施策 ◆◆◆◆

※右側の番号は、次ページからの「主な取り組み」で該当する番号です。

〈教育総務課〉

- ① 子育て家庭を支援するために、子育て、家庭教育についての学習機会を設けます。(1)
- ② 現代的課題や地域課題についての学習機会を設けます。(2)
- ③ 社会教育関係団体活動の活性化のため、団体の支援をします。(3)
- ④ 文化財保護意識の普及・啓発のため、各種団体と連携し講座等を実施していきます。(4)
- ⑤ 文化財学習センターでの資料の整理、保存を充実させ、資料を活用した展示、講座を実施し、文化財学習センターの利用者数の向上を図ります。(5)

〈公民館〉

- ① 公民館利用者や公民館サークル数がここ数年減少傾向にあり、講座のマンネリ化が要因の一つにあげられています。講座のマンネリ化を防ぎ、より多くの利用を得るため、ニーズに対応した講座等を開催し、学習機会の充実を図ります。(1)
- ② 青少年の健全育成を図るため、学校、生涯学習推進員などの地域の協力が得られる講座等を実施します。(2)
- ③ 地域住民の教養文化の向上並びに豊かな人づくりのため、講演会、コンサート、ダンス、音楽祭等の発表や鑑賞の機会を設けます。(3)
- ④ 地域に根ざした文化活動の充実と公民館活動の啓発のため、地域の特色を生かしたイベントを開催します。(4)
- ⑤ 乳幼児から高齢者までの世代間の交流や地域の絆づくりの拠点として、快適な学習環境を整えるため、施設整備に努めます。(5)

〈総合図書館〉

- ① おはなし会を充実するためボランティアや読み聞かせサークルなどと連携を図ります。(1)
- ② 子育てや家庭教育に役立つ情報の提供を行うため資料収集や企画展示に努めます。(2)
- ③ 図書に親しむ環境づくりを進めるため、児童、生徒の図書館体験などを実施し、図書館の利用促進を図ります。(3)
- ④ 学校と連携し、読書意欲の向上を図ります。(4)
- ⑤ サークルや学校との連携により、閉館後の総合図書館を活用し、コンサートを開催します。(5)
- ⑥ ボランティアを活用し、図書館サービスの充実を図ります。(6)
- ⑦ 企業の協力により、雑誌スポンサー制度を導入します。(7)

主な取り組み

現状値は平成26年度の数値

【教育総務課】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
家庭教育講座 等開催事業	(1)	子育て家庭を支援するため、家庭教育についての講演会を実施します。	講演会等参加者の満足度	85% (79%)
人権教育推進 事業	(2)	現代的課題である人権問題に関する講座を実施します。	人権教育講座の参加者数	20人 (19人)
社会教育関係 団体活動支援 事業	(3)	社会教育関係団体活動の活性化のため、研修の機会を設けます。	PTAを対象とした研修会参加者の満足度	85% (-)
文化財保護 事業	(4)	郷土文化継承のための郷土研究会への委託事業や、普及啓発事業として観光協会との連携事業を実施します。	普及啓発講座参加者数	80人 (63人)
文化財学習 センター事業	(5)	埋蔵及び民俗文化財の整理保存、修復を行い、展示等の公開事業や、企画展、各種普及啓発事業を実施します。	文化財学習センター来館者数	1,150人 (1,071人)



【お飾り講習会】

【公民館】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
社会教育 振興事業	(1)	公民館利用者やサークル数の減少傾向に歯止めをかけ、講座のマンネリ化を防ぐため、ニーズに対応した講座等を開催し学習機会の充実を図ります。(子育てや家庭教育に繋がる講座、健康づくりに関する講座、外国語とふれあう講座、料理教室などの開催)	講座等参加者の満足度	80% (一)
	(2)	青少年の健全育成を図るため、学校、生涯学習推進員などの地域の協力が得られる講座等を実施します。(自然観察会、体験講座などの開催)(夏休み子どもフェスティバル、子どもサイエンスフェスティバル、サマースクールの開催)	講座等の参加者数	1,300人 (1,433人)
	(3)	地域住民の教養文化の向上並びに豊かな人づくりのため、絵画展、講演会、コンサート、ダンス、音楽祭等の発表や鑑賞の機会を設けます。(ジュニア絵画展や書き初め大会の実施)(文化講演会、ふれあいコンサート、公民館サークルの発表の場として合唱祭、音楽祭、ダンスフェスタなどの実施)	講演会等参加者数	3,800人 (3,801人)
公民館まつり 開催事業	(4)	地域に根ざした文化活動の充実と公民館活動の啓発のため、地域の特色を生かしたイベントを開催します。(地域で開催する公民館まつりの支援)	まつり参加延べ人数	3,750人 (4,200人)
施設整備事業	(5)	乳幼児から高齢者までの世代間の交流や地域の絆づくりの拠点として、快適な学習環境を整えるため、施設整備に努めます。 (北部公民館の空調設備の改修など) (南部公民館の備品設備の改修など) (町民センターの消防設備の改修など)	実施公民館数	3館 (一)



【公民館まつり】

【総合図書館】

事業名	番号	取り組み	成果指標	目標値 (現状値)
総合図書館運営事業	(1)	おはなし会（読み聞かせ）事業を充実します。	開催回数	60回 (63回)
	(2)	子育てや家庭教育関係の資料を充実します。	年間購入費率	1% (1%)
	(3)	児童、生徒の図書館体験事業を行います。	事業定員への参加率	100% (93%)
	(4)	読書意欲の向上や本を読む機会作りのため、夏休みに「わくわく読書マラソン」を行います。	参加者数	500人 (513人)
	(5)	閉館後の図書館を活用し、コンサートを開催します。	参加者の満足度	70% (-)
	(6)	ボランティアを募り、図書館サービスを充実します。	登録者数	25人 (22人)
	(7)	雑誌などの充実を図るため企業の協力による雑誌スポンサー制度を導入します。	タイトル数	10タイトル (-)



【おはなし会】

資料編

(1)教育委員会の組織

ア 教育委員会の位置づけ

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めにより、教育に関する事務を管理・執行するため、都道府県、市町村等に設置される合議制の執行機関です。この教育委員会制度は、教育委員の合議により、基本となる方針を決定し、それを教育長が事務局の事務を統括し、執行するという仕組みです。

寒川町教育委員会は、5人の委員から構成されています。委員は、町長が町議会の同意を得て任命します。委員の任期は4年で、再任されることもできます。委員長は、委員の中から互選で選ばれ、教育委員会を代表し、教育委員会の会議を主宰します。委員長の任期は1年ですが、再選されることもあります。

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に教育長と事務局が置かれています。教育長は、委員長以外の委員の中から教育委員会が任命します。教育長は、教育委員会の指揮監督の下、事務をつかさどります。事務局は、教育長の統括のもと、教育委員会の権限に属する事務を処理します。事務局の組織は、教育委員会規則により定められています。

(次ページ「<注釈>経過措置」参照。)

イ 教育委員会の任務

教育委員会は、以下の任務をもっています。

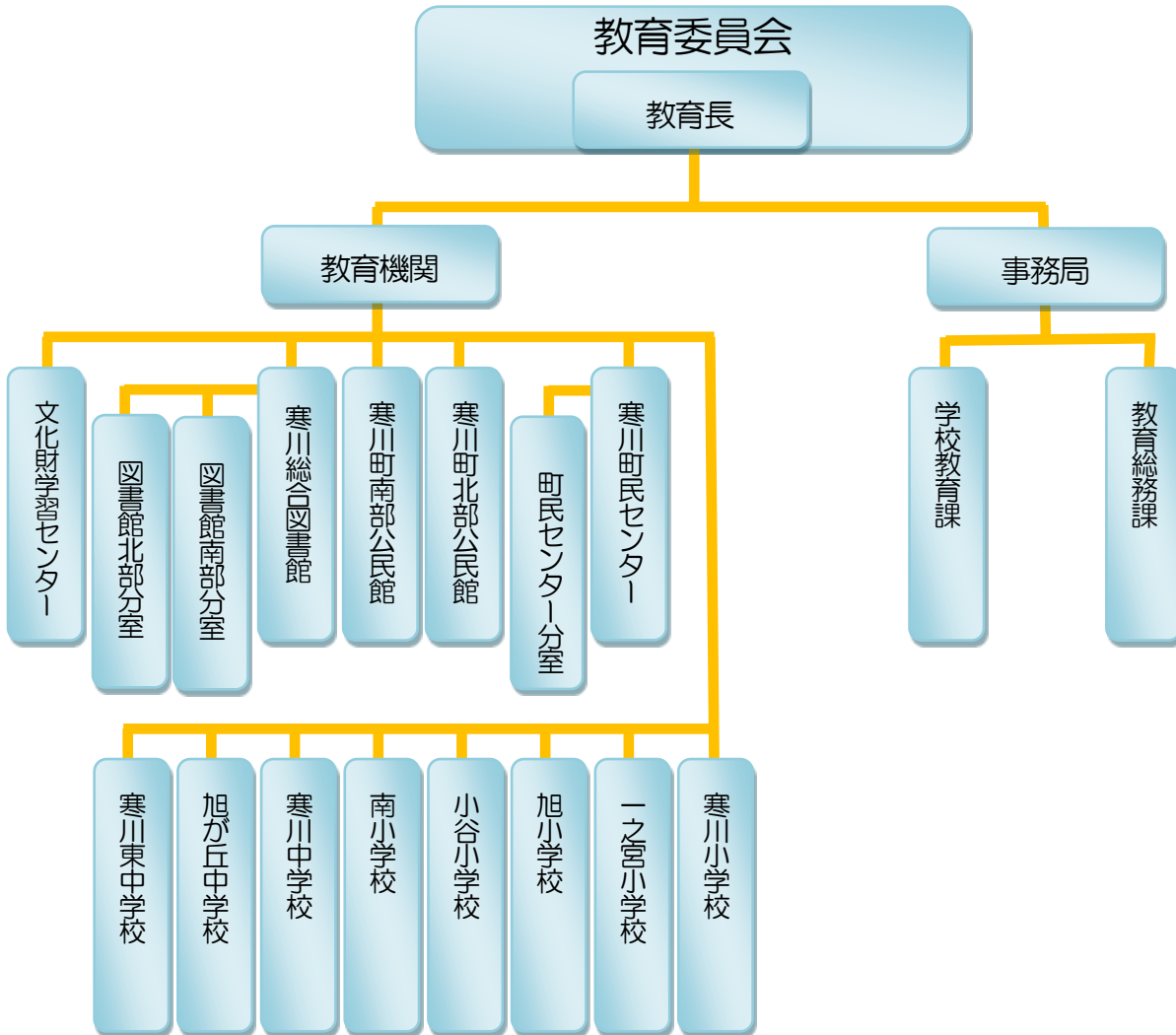
- 学校など教育機関の設置、管理及び廃止
- 教育財産の管理
- 教育委員会や学校など教育機関の職員の任免その他の人事
- 児童・生徒等の就学、入学、転学、退学
- 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導
- 教科書その他の教材の取扱い
- 校舎などの施設や教具などの設備の整備
- 教育関係職員の研修
- 教育関係職員、児童・生徒等の保健、安全、厚生、福利
- 学校など教育機関の環境衛生
- 学校給食
- 青少年教育、女性教育、公民館事業など社会教育
- スポーツに関すること
- 文化財保護
- ユネスコ活動に関すること
- 教育に関する法人に関すること
- 教育に関する調査、統計
- 教育相談、広報
- その他教育に関わること

ウ 教育委員会任務の特例

以下の任務については、条例の定めるところにより地方公共団体が執行することができます。

- スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
 - 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

エ 教育委員会の組織図



<注釈>経過措置

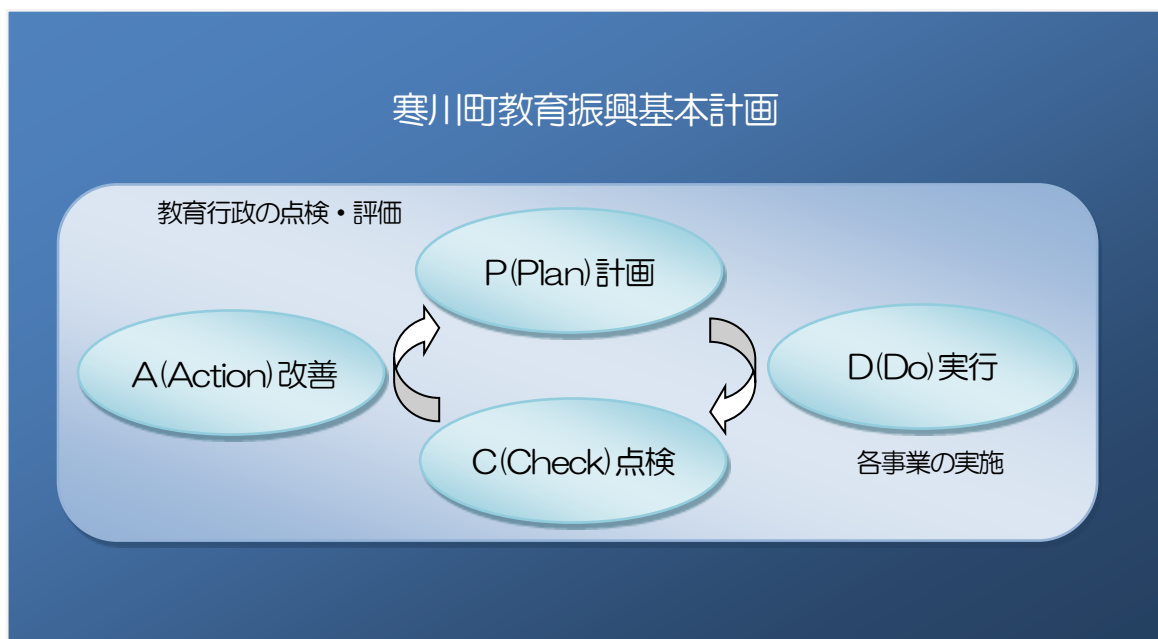
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「旧法」という。）の下で任命された教育長は、改正後の同法の施行日（平成27年4月1日）以後であっても、委員としての任期が満了する日までの間は、在職するものとされています。この場合には、教育委員会の委員長に係る規定等、旧法の一部の規定がなお効力を有するものとされている（※）ことから、当町の教育委員会は、この例に該当し、平成28年3月31日現在、従前の制度により執行されています。

（※）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）附則第2条（旧教育長に関する経過措置）

才 教育委員会の点検・評価

教育基本法の改正に伴い、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会の体制の充実・強化を目指して、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成20年4月から施行されました。改正の目的である「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することとされました。

寒川町教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨にのっとり、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくために、点検・評価を実施し、その結果を毎年、報告書としてまとめています。点検・評価の対象事業は、その対象範囲として、学校教育、社会教育等に関することなど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条で「教育委員会の職務権限」として規定されている事務としました。教育委員会が行っている事業について、教育委員会が自ら点検・評価（自己評価）を行い、各々の取組状況とそれに対する課題や改善策などを明らかにするとともに、点検・評価の客観性を一層高めるため、教育に関し学識経験を有する方々（外部評価者）よりさまざまなご意見をいただいています。



(2)教育関連法令等

ア 教育基本法

平成18年法律第120号(平成18年12月22日公布・施行)

教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の全部を改正する。我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法 の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

イ 国の教育振興基本計画の概要

◎今後10年間を通じて目指すべき教育の姿（第1期から）

- ①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる。
 - ・公教育の質を高め、信頼を確立する。
 - ・社会全体で子どもを育てる。
 - ②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる。
 - ・高等学校や大学等における教育の質を保証する。
 - ・「知」の創造等に貢献できる人材を育成する。こうした観点から、世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学等の国際化を推進する。
- ※このような教育の姿の実現を目指し、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考としつつ、必要な予算についての財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要。

◎今後5年間に実施すべき教育上の方策（第2期から）

＜基本的方向性＞

- ◇基本的方向性1：社会の生き抜く力の養成
 - 生きる力の確実な育成
 - 課題探求能力の修得
 - 自立・協働・創造に向けた力の修得
 - 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成
- ◇基本的方向性2：未来へ飛躍を実現する人材の養成
 - 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成
- ◇基本的方向性3：学びのセーフティネットの構築
 - 意欲ある全ての者への学習機会の確保
 - 安全・安心な教育研究環境の確保
- ◇基本的方向性4：絆づくりと活力あるコミュニティの形成
 - 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

◎4つの基本方向性を支える環境整備

- ・教育委員会の抜本改革
- ・きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備
- ・大学におけるガバナンスの機能強化
- ・大学の財政基盤の確立と施設整備
- ・私立学校の振興
- ・社会教育推進体制の強化

(3)寒川町立小・中学校の概要

平成28年5月現在



寒川小学校

所在地 寒川町宮山 934 番地 〒253-0106

電話 0467(75)0032 FAX (75)2589

開校 昭和22年4月1日
開校記念日 10月21日



学級数 20学級（うち特別支援学級2）

学校教育目標 「よく学び よく遊び 心豊かに 元気な子」

学校研究テーマ 「子ども達の学びがあらゆる授業づくり」
～国語科授業のユニバーサルデザイン化に取り組んで～



一之宮小学校

所在地 寒川町一之宮七丁目3番1号 〒253-0111

電話 0467(75)0058 FAX (75)0093

開校 昭和36年4月1日
開校記念日 5月18日



学級数 14学級（うち特別支援学級2）

学校教育目標 「夢をもち、心豊かにたくましく、自ら学ぶ子どもの育成」
～やさしく かしく たくましく～

学校研究テーマ 国語科をとおして「読み取る力」をつける



旭小学校

所在地 寒川町倉見 1675 番地 3 〒253-0101

電話 0467(75)0359 FAX (75)2586

開校 昭和36年4月1日
開校記念日 6月26日

学級数 26学級（うち特別支援学級4）

学校教育目標 「かしこく やさしく たくましく」

学校研究テーマ 「伝え合う力の育成」 ～豊かな言葉で表現できる子どもたちをめざして～



小谷小学校

所在地 寒川町小谷四丁目5番1号 〒253-0103

電話 0467(75)3671 FAX (75)3215

開校 昭和55年4月1日
開校記念日 6月10日

学級数 18学級（うち特別支援学級3） 通級指導教室

学校教育目標 「知を育て 心を育み たくましく生きる子を育てる」

学校研究テーマ 「思いや考えを伝え合う力の育成を目指して」
～言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力を育てる～





南小学校

所在地 寒川町一之宮九丁目9番1号 〒253-0111

電話 0467(74)7444 FAX (74)7496

開校 平成6年4月1日
開校記念日 6月26日



学級数 19学級(うち特別支援学級1)

学校教育目標 「よく学び なかよく そして しなやかに」

学校研究テーマ 「自ら考え、行動できる みなみの子を育てる」
～物語の理解から互いの考えを深める～



寒川中学校

所在地 寒川町一之宮三丁目9番1号 〒253-0111

電話 0467(75)0051 FAX (75)2583

開校 昭和22年5月1日
開校記念日 10月11日



学級数 12学級(うち特別支援学級3)

学校教育目標 「自分大好き、友達大好き、学校大好き、生きるって素晴らしい！」

学校研究テーマ 「みんなで学び合い・高め合える学校づくり」
～モラスタを充実！心に響く道徳を目指して～
～組織で充実！アクティブ・ラーニングで授業作り～



旭が丘中学校

所在地 寒川町小動933番地 〒253-0102

電話 0467(75)5553 FAX (75)3329

開校 昭和47年4月1日
開校記念日 4月12日



学級数 19学級（うち特別支援学級3）

学校教育目標 「強く 優しく しなやかに」
～元気いっぱい 夢いっぱい ふるさとはここにあり～

学校研究テーマ 道徳の時間における言語活動の充実



寒川東中学校

所在地 寒川町岡田718番地 〒253-0105

電話 0467(74)0332 FAX (74)0976

開校 平成元年4月1日
開校記念日 6月27日



学級数 14学級（うち特別支援学級2）

学校教育目標 「ゆたかな心とたしかな力をめざして」
・心身ともに健康で、思いやりのある人（体・徳）
・知性をみがき、情操豊かな人（知・美）
・真理を求め、正しく判断し実行する人（真・善）
を育てる。

学校研究テーマ 言語活動を生かした授業の工夫 ～教えて考えさせる授業を通して～

(4) 社会教育施設の概要

平成28年3月現在

◇町民センター



所在地 寒川町宮山165番地 〒253-0106
 電話 0467(74)2333 FAX (75)2239
 敷地面積 2,071.65㎡
 延床面積 3,602.73㎡
 開館 昭和54年11月1日

室名		面積(㎡)	定員(人)
1階	会議室	58.00	20
	展示室兼学習室1	129.00	140
	展示室兼学習室2	90.00	64
	視聴覚室	127.00	84
	和室	64.00	30
	談話室	40.00	12
2階	ホール	869.00	851
3階	講義室1	41.00	16
	講義室2	58.00	16
	小学習室	48.00	20

※講義室1, 2は中仕切を除けば1室として使用できます。
 ホールとしても使用できます。
 その他 展示コーナー、食堂、ロビー

◇町民センター分室



室名		面積(㎡)	定員(人)
1階	学習室A	63.00	30
	学習室B	63.00	30

所在地 寒川町宮山934番地 〒253-0106
 (寒川小学校北棟内)
 電話・FAX 0467(75)0021
 管理面積 485.50㎡
 使用開始 平成22年4月1日

◇北部公民館（北部文化福祉会館）



所在地 寒川町宮山2820番地1 〒253-0106
 電話 0467(74)1515 FAX (74)7405
 敷地面積 1,298.00㎡
 延床面積 1,188.10㎡
 開館 昭和57年4月1日

室名		面積 (㎡)	定員 (人)
1階	敬老室	25.00	10
	機能回復室	99.00	30
	展示ロビー	77.00	-
	集会室	203.00	100
	談話室	39.00	15
2階	実習室	55.00	15
	会議室	78.00	30
	和室	78.00	25
	プレイルーム	39.00	10
	総合図書館北部分室	78.00	10

◇南部公民館（南部文化福祉会館）



所在地 寒川町一之宮八丁目5番20号 〒253-0111
 電話 0467(75)0281 FAX (75)1777
 敷地面積 2,163.63㎡
 延床面積 1,497.64㎡
 開館 昭和58年4月1日

室名		面積 (㎡)	定員 (人)
A棟1階	総合図書館南部分室	151.00	-
	展示コーナー	84.00	-
	敬老室	39.00	15
	機能回復室	52.00	10
	ふれあいルーム	40.56	10
A棟2階	会議室	105.00	40
	和室	106.00	30
	実習室	68.00	20
	プレイルーム	43.00	15
	視聴覚室	68.00	25
B棟1階	集会室	211.00	100

◇寒川総合図書館



所在地 寒川町宮山135番地1 〒253-0106
 電話 0467(75)3615 FAX (75)3669
 開館 平成18年11月3日

＜施設の概要＞

施設内容	図書館及び文書館複合施設	
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)造 地上4階地下1階建	
敷地面積	2,752.74 m ²	
建築面積	1,461.24 m ²	
延床面積	4,707.14 m ²	
各床面積	1階(図書館)	1,329.46 m ²
	2階(図書館)	1,238.95 m ²
	3階(図書館)	862.64 m ²
	4階(文書館)	844.36 m ²
	地下機械室	431.73 m ²

＜開館時間・休館日＞

開館時間	火曜日～金曜日 午前9時～午後7時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時
休館日	月曜日 (休日に当たるときは、開館) 年末年始 特別整理日(年7日以内)

＜図書館資料＞ (H28.3.31現在)

図書	一般書	137,570冊
	児童書	39,728冊
	計	177,298冊
視聴覚資料	CD	7,004点
	DVD	1,902点
	計	8,906点
地域資料		52点
新聞		7紙
雑誌		110誌

※雑誌は、平成27年度の最大タイトル数です。

＜館内の概要＞

1階	<ul style="list-style-type: none"> ●一般図書、新聞・雑誌、児童書 ●閲覧席 開架フロア44席 児童フロア52席 ●親子読書コーナー、おはなしの へや、企画展示室、録音室、 対面朗読室、子どもインターネ ットコーナーなど
2階	<ul style="list-style-type: none"> ●一般図書、参考図書、視聴覚資 料 ●閲覧席47席 ●視聴覚コーナー14席、インタ ーネットコーナー18席、参考 閲覧室8席、レファレンスルー ム2席など
3階	<ul style="list-style-type: none"> ●学習室50席、会議室20席、 ふれあいコーナー12席、ルー フガーデン、事務室など



館内の様子

◇文化財学習センター



埋蔵文化財展示コーナー

町立一之宮小学校内にある「文化財学習センター」では、土器、民具、歴史資料等の文化財を通して寒川の歴史が学べます。

<センター内の概要>

埋蔵文化財展示コーナー、レプリカ展示室、民俗文化展示室、学習室、事務室兼整理室、資料室

所在地 寒川町一之宮七丁目3番1号 〒253-0111
(一之宮小学校北棟内)
電話・FAX 0467(75)1930

<開館日・開館時間>

開館日 毎週火・水・金・土曜日
(祝日・年末年始を除く)
開館時間 午前9時～午後4時



民俗文化展示室

寒川町教育振興基本計画（改定版）

平成28年7月発行

編集・発行 寒川町教育委員会

〒253-0196

神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

電話(0467)74-1111（代表）

